

商品概要説明書

ライフローン・リフォーム I 型

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

商品名	ライフローン・リフォーム I 型
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○当 J A の住宅ローン（東京都農業信用基金協会の保証）をご利用いただいている方または現在、住宅取得にかかるお借入のない方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 3 年以上の方。○原則として、団体信用生命共済に加入できる方。○東京都農業信用基金協会の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。</p> <p>(住宅関連設備の例)</p> <ul style="list-style-type: none">①門、塀、車庫、物置。②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。⑥太陽光発電システム。⑦耐震改修工事費。⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。⑩その他住宅本体以外のもの。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内（10 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします（ただし、500 万円を超える場合は担保設定が必要となる場合があります）。
借入期間	○1 年以上 15 年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（統一ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p>

	<p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（統一ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>												
担保	<p>○不要です。</p> <p>ただし、お借入金額が500万円超となる場合は、原則、ご融資対象物件に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。なお、住宅および土地に対して、既に当JAの住宅ローン（東京都農業信用基金協会）にかかる第一順位の抵当権が設定登記されている場合は、本ローンにかかる抵当権の設定登記は不要です。</p>												
保証人	<p>○東京都農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>												
保証料	<p>○一括前払方式</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例）】</p> <p style="text-align: right;">東京都農業信用基金協会の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>15,220円</td> <td>24,928円</td> <td>34,495円</td> <td>48,590円</td> <td>71,418円</td> </tr> </table> <p>なお、保証料率は年1.0%です。</p>	お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年	保証料(円)	15,220円	24,928円	34,495円	48,590円	71,418円
お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年								
保証料(円)	15,220円	24,928円	34,495円	48,590円	71,418円								
団体信用生命共済	<p>○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団体信用生命共済名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.25%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.25%				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.10%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.25%												
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」から「9大疾病補償</p>												

	<p>保険」に替えてご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.30%の利率が加算されます。</p>																
手数料	<p>○ご融資の際、ご融資対象物件に第1順位の抵当権を設定登記させていただく場合、設定登記料とは別に不動産担保手数料として32,400円(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>①全額繰上返済(3年以内)の場合…3,240円 全額繰上返済(3年超5年以内)の場合…2,160円 全額繰上返済(5年超7年以内)の場合…1,080円 全額繰上返済(7年超)の場合…無料</p> <p>②一部繰上返済の場合…3,240円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本店金融業務推進部融資課(電話：042-666-6511)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所(電話：042-528-1358)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、 年末年始を除く)</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、 年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金(祝日、 年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、 年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、 年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○抵当権を設定する場合、設定登記料及び抹消登記料が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	---

J A 八王子